

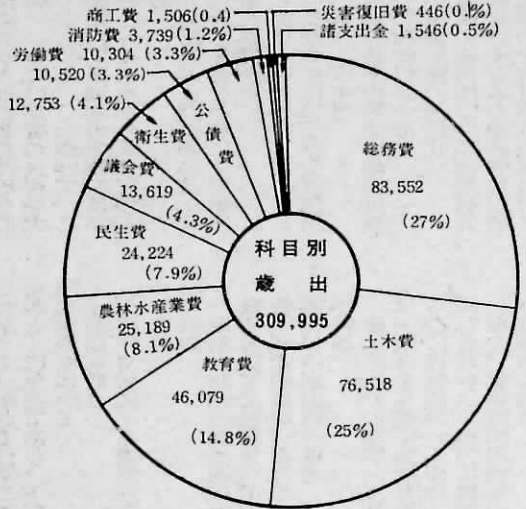
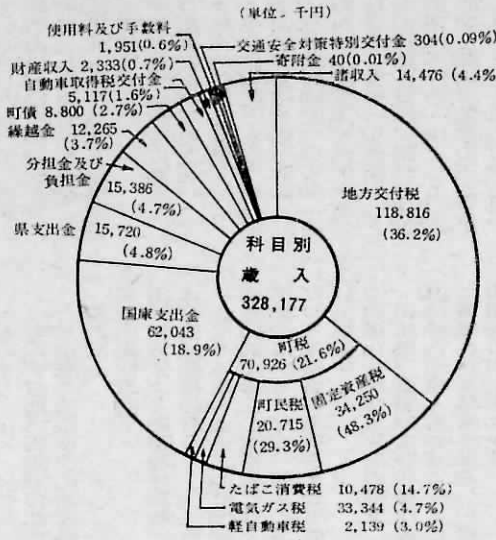
おんが

発行所 遠賀町役場
 編集発行課 遠賀町庶務課
 印刷所 印刷資合会社
 冷牟田

昭和四十四年度 決算状況(一般会計)

本年一月に開催された昭和四十六年第一回定例議会でも昭和四十四年度決算が認定されました。大要は左記のグラフのとおりです。

才入合計 三三八、一七七、三六二円
 才出合計 三〇九、九九五、四四六円
 才入才出差引残金 一八、一八一、九一六円



決算審査意見書

総説

1 財政の推移
 昭和四十四年度に於ける本町一般会計決算額は前年に引続き大差はないが、本町のような小規模の町でかつ純農村地帯として現状の農政下農業者の所得のヒズミは愈々顕著に現われつつある時点に於いて特殊の財源がなく経営経費が比較的比率の高い財政構造の下に於いては、今後共一段の効率的予算の執行に留意し健全財政の維持に努力する必要がある。

昭和四十六年度稲作指導について

遠賀地区農業技術員協議会

2 財政運用の状況
 財政の運営は全般的に見て健全であり、適切であったことを認めらる。

①才入の執行は税収入に於て徴収率は前年と対比すれば、わずかながら低下しているように見受けられる(九八・九六%)。又未収額が年々累増のきざしが見えるので、今後指導監督に努められんことを望む。

②才出については適切な財政計画の下に予算が編成されておりかつ執行にも充分効率性を考えられ執行されていることが認められるが、予算内容を質的に検討を加えた場合より一層の研究が望ましい。

3 決算の適否

才入才出帳簿及び証書類を照合して精密慎重に審査を遂げたのであるが、その結果計数に誤りなく又、非違はなかった。

1 稲作指導の方向

1 米の恒常的な過剰に対処し、生産を需要にみあって緊急に縮小するため、さらに今後五ヶ年間にわたり米の生産調整が実施される予定であり、したがって、かかる事態を十分考慮のうえ稲作の指導にあたっては良質米の産地育成と安定省力化を基本的方向として推進するものとする。なお、品質低下をまねくような増収技術の導入指導をさけることはもちろんであるが、管理が粗放にならないよう適正な指導を行なう。

2 本県産米の上位等級米比率は近年全国最下位の線を低迷しており、これが改善向上はとくに緊急かつ重要である。このため次項重点技術の積極的な推進と各生産者の意識向上につとめ、本県産米の声価高揚をはかる。

3 労働生産性を向上させるため、機械化作業体系を推進し、とくに、田植機による稚苗移植栽培および直播栽培の本格的な普及推進が必要である。

4 以上から四十六年度稲作改善

達成目標は次のとおりとする。
 良質品種普及率 八〇%以上
 上位等級比率(一等・三等) 六〇%以上
 一〇アール当り労働時間 一〇〇時間

1 重点指導事項

1 良質米生産技術の普及
 (1)良質品種の普及と種子更新
 地域の気象、土壌条件等自然的条件に適合した良質、食味の良好な品種への転換を強力に推進し、集団苗代の設置、集団栽培の推進等を通じて下記品種の普及と種子更新の向上につとめる。

重点普及品種

早生………日本晴(山間地帯)
 中生………越南五二号(中山間地)
 晩生………レイホウ、トヨタマ(平坦肥沃地、一般平坦地)

(2)栽培管理の改善

登熟の向上をはかるため過繁茂にならないよう栽培管理の適正化につとめる。とくに生育中

後期における根の活力は枯りの良否、ひいては品質の良否を大きく左右する。したがって、この時期の間断灌水の実施をはかるとともに落水期の延長につとめる。

(3) 地力対策および施肥の適正化
良質米生産を目標に下記事項の徹底をはかる。
イ土作りの推進
珪酸または珪カルの施用
稲わらの使用

口施肥基準の徹底と地域別施肥設計の統一推進

(4) 病虫害防除の適正化
農薬の使用については危害被害の防止はもとより農作物中の農薬残留防止の世論は一段と高まっている。したがって、病虫害防除においては農薬の安全使用を前提として良質米の確保と生産性の向上を目標に下記事項を強力に推進する。

イ重点病虫害防除の徹底
口農薬安全使用の推進
ハ効率防除の推進
ニ生産調整にともなう転作物および休耕田の適正防除
なお、詳細については「昭和四十六年度遠賀地区水稻栽培管理一覽表」を参照のこと
(5)刈取時期と乾燥、調教の適正
県産米不評の一因として、刈取時期と乾燥、調整の不適正によるものとがとりわけ大きい。

したがって、かかる作業の適正化がとくに急務であり、下記事項の徹底をはかる。
イ適期刈取り
稲作情報による適期刈取りの励行

口脱穀
胴割米防止のため適正回転数の励行と収納稲の早期脱穀、産米規格統一のための被害稲等の別処理の推進
ハ乾燥

仕上げ水分の標準(玄米)は一四〇を目標に急激乾燥ならびに過乾燥(一三〇以下)にならないよう強力に推進。
なお、乾燥機使用前後の水分測定定の励行
ニもみすり

2労働生産性の向上
(1)田植機による稚苗移植栽培および直播栽培の普及
出づる限りまとまった団地に集団的に導入し本格的な普及推進をはかる。なお、導入にあたっては適地の条件を十分考慮して推進する。

(2)機械化一貫作業体系の推進
田植機、直播および収穫作業機の導入利用とあわせて一貫した機械化作業体系を推進し労働生産性の向上をはかる。

選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧

選挙の種類 縦覧の期間
町長、町 四月十五日から
県知事、 三月十七日から
県議会議員 三月二十一日まで
三月二十一日まで
五月間
選挙管理委員会事務局

※選挙時登録者とは

選挙の種類 住所要件
町長、町議 昭和四十五年十二月十五日までに転入届を引続き住民基本台帳に記録されている者
県知事、県議 昭和四十六年一月十三日まで転入届を引続き住民基本台帳に記録されている者
町長、町議 昭和四十六年四月二十六日まで転入届を引続き住民基本台帳に記録されている者
県議会議員 昭和四十六年四月二十六日まで転入届を引続き住民基本台帳に記録されている者

春季畜犬登録及び狂犬病

予防注射の実施について

狂犬病予防法に基づき、次の日 注射を実施しますので畜犬所有者程により畜犬登録及び狂犬病予防は洩れなく受けて下さい。

記

4月5日 10時~11時40分 役場横公民館
虫生津公民館
13時30分~15時30分
4月7日 10時~14時 役場横公民館
4月6日 10時~11時40分 手数料
浅木小学校 (一)登録手数料 三〇〇円
島門小学校 (二)注射手数料 二〇〇円

国民健康保険証の有効期限更新

現在使用されている保険証は三月三十一日で有効期限が切れます。四月一日から今までの保険証では医療給付が受けられませんので左記日時及び場所において、現在の保険証を持参して有効期限の更新して下さい。

3月30日(火)		3月31日(水)	
島津公民館	午前 9時~10時	虫生津公民館(東町西町)	午前 9時~10時
若松	9時~10時	浅木	9時~10時
鬼津	10時~11時	木守	10時~11時
尾崎	11時~12時	老良	11時~12時
別府	午後 1時~2時	道管	午後 1時~2時
千代丸	1時~2時	道管	2時30分~3時
今古賀	2時~3時	広渡	2時~3時
松ノ本生産組合長宅	2時~3時	(遠賀川、旧停、新町)	午前 9時~午後 5時
上別府公民館	3時~4時	役場保険係	
若葉台	3時~4時		

あなたはもう加入されましたか?

心身障害者のための愛の扶養保険

◇すでにご承知のことと存じますが、障害者を扶養されている方が月々僅かな掛金を積み立てていくと、万一のとき、後にのこされる障害児(者)に、生活のよりどころとして一生毎月二万円(保険金をお送りする)「心身障害者扶養共済制度」が実施されています。

◇これは、生命保険業界の協力によって生命保険を有利な形で利用するとともに、全国の障害者を扶養する方が助け合いの精神で掛金を出し合い、万一不幸にして扶養者に先立たれた障害者の生活を守るための経済的保障を確保しようとするものです。

◇この年齢の方で、心身に重い障害のある人を扶養されている方は、至急、役場窓口社会係で制度の内容をおたしかめの上、ご希望があれば、申込みの手続きをとって下さい。昭和四十六年四月からは加入する資格がなくなります。

交通事故、防犯防止に 協力しましょう

歩行者、自転車の
交通事故防止

昭和四十五年中に県下で発生した交通事故は、発生件数三七、五七八件(前年比十二・〇・〇%)死者五九七人(〇・八%)、傷者五〇、五七八人(〇・八%)となっており、県民七九人に一人が怪我をし、六、七三三人に一人が死亡したことになる。

1 歩行者の交通ルール

(1) 正しい横断の励行
歩行者事故の約七割は、道路を横断中のものである。安全な横断のためにルールを守ろう。

(2) 酒に酔って道路をふらつかない。
(3) 右側通行を励行する。

2 自転車の交通ルール

○ 道路の左端を縦に一列になつて通行し、横に並ばない。
○ 片手運転はしない。
○ 自転車の二人乗りはしない。

盗犯の防止
あき果被害の防止

身体障害者更生援護施設

入所者募集

身体障害者更生援護施設で入所者を募っています。費用などくしいことは、役場社会係に相談ください。

○県後保護指導所

所在地 柏原郡宇美町炭焼
対象者 満十八才以上の呼吸等内部障害者で病気が治りつつある人

○県ろうあ工芸会会心寮

所在地 福岡市一本松町一〇〇
対象者 ろうあ児
職業訓練科目 縫工科、木工科
受付 常時

(1) 施錠設備の改善
一つのとびらに二つの施錠、これは現代防犯の常識である。

(2) 確実な戸締りの励行
立派な防犯設備があっても、これを使用しなければ宝の持ちぐされである。

(3) 声かけの推進
ドロボウの泣きどころは人の監視の目である。

猟銃、空気銃の許可更新

四十年の許可銃砲四月更新忘れずに、
猟銃、空気銃の所持者は、五年ごとに許可の更新を受けなければ許可の効力が失われることになっている。

昭和四十年に所持許可を受けた人は、今年の四月三十日まで更新を受けないとその許可が失効し、その後は不法所持として処罰されます。

くわしくは、もよりの派出所、駐在所へ。
折尾署

3月28日(日曜日)は献血日
皆様の家族の方で輸血をする人が出来たらどうします。大変だ。
その時に備えてお父さん兄弟姉妹の高校生も皆さんで献血で血液を預けておきましょう。

農集電話料金の

お支払いについて

平素電報電話のご利用について格別のご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、電話料金のお支払いについて、地域集団自動電話加入者および電話料金収納機関の一部からの要望もあり、昭和四十六年四月分から、次のとおり後払いにより二月月に一回の隔月公社請求書の発行により、いただくことになりましたのでご了承のうえ、ご

協力のほどお願い申しあげます。

なお、銀行などへ預金口座をお持ちの方で、自動払いを利用されていない方は、この機会に「いながらにしてお支払いのできる」便利な電話料金の銀行口座振替制度のご利用をおすすめいたします。

お申込は当局または銀行、信用金庫、農業協同組合などの窓口へご相談ください。

折尾電報電話局長

料金月	電話使用料(基本額)	市外電報料	お支払い期	備考
5	4月1日～5月31日	3月11日～5月10日	6月10日	4～5月分
7	6月1日～7月31日	5月11日～7月10日	8月10日	6～7月分
9	8月1日～9月30日	7月11日～9月10日	10月10日	8～9月分
11	10月1日～11月30日	9月11日～11月10日	12月10日	10～11月分
1		11月11日～1月10日	2月10日	12～1月分
3	2月1日～3月31日	1月11日～3月10日	4月10日	2～3月分

3月のこよみ

- 1日 全国緑化運動始まる
- 〃 緑の羽根募金始まる
- 3日 桃の節句、耳の日
- 6日 皇后誕生日
- 7日 消防記念日
- 〃 春の火災予防週間始まる
- 8日 国際婦人デー
- 18日 彼岸の入り
- 21日 春分の日
- 〃 家庭の日
- 24日 彼岸明け
- 25日 電気記念日
- 31日 会計年度、学年終り

町民の動き

- 1月末 2,409世帯
- 男 4,547人
- 女 5,001人
- 計 9,548人
- 2月異動
- 世帯
- 男 - 5人
- 女 + 1人
- 計 - 4人
- 2月末 2,421世帯
- 男 4,542人
- 女 5,002人
- 計 9,544人

贈与税のあらまし

贈与税はなぜ

設けられているのか

相続や遺贈(遺言で財産を与えらるること)によって、遺産をもらった人には相続税がかかりますが、生前に贈与が行なわれますと、それだけ相続財産が少なくなり相続税が少なくて済むことになりま

す。それでは、生前に贈与を受けただ人と贈与を受けなかった人との間には、税金の面で不公平が生ずることになります。

そこで生前に贈与が行なわれた場合には、贈与税がかかることになつてゐるわけです。

贈与税は、このような目的で設けられていますので、相続税の補完税であるといわれています。

もちろん、財産の贈与を受けますと、その分だけ資力が増加し、税金を負担する能力(担税力)が生ずることになります。

贈与税は、この担税力に着目して課税する税金でもあるわけです。

しかし、法人から財産の贈与を受けた場合は、それが贈与であるにはわかりがありませんが、法人には相続がありませんのでその贈与については、贈与税ではなく一時所得などとして所得税がかかります。

贈与税は相続税と

比べ税負担はどうか

贈与税は、相続税の補完税としての役割をもつてゐることを述べ

ましたが、生前に贈与を行なうことにより計画的に財産を分散させ

相続税の負担を不当に軽減させることを防ぐ意味で、基礎控除額や税率などは一般的には贈与税の方が相続税よりも税負担が重くなるようになっています。

たとえば、基礎控除額や税率を比べてみますと、うそのようになっています。

なお、参考までに、相続税と贈

〔基礎控除額〕

相続税……遺産総額について
 $400万 + (80万円 \times \text{法定相続人の数})$
 贈与税……贈与を受けた人1人について
 40万円

〔税率〕

相続税……最低60万円以下……………10%
 最高1億5千万円超……………70%
 贈与税……最低30万円以下……………10%
 最高3千万円超……………70%

与税との税負担額の比較をしてみますと、左表のように相続税の税負担額のほうが軽くなつてゐます。

一般に、財産を生前に妻や子どもなどにわたけるのは、死後における財産の分割や家庭内の事情などのことを考えて行なわれている場合が多いように見受けられます。

このような場合には生前に贈与を行なわなくても、実質的には贈与と同じ効果がある遺言の制度や、死亡したら特定の財産を与えるという死因贈与の方法を利用するののも一つの、方法であるといえます。

遺贈や死因贈与によつた場合には、贈与税ではなく相続税がかかることになります。

税金の負担面からは、なるべく贈与税でなく、相続税の課税を受けるようにした方が有利であるといえましょう。

相続税と贈与税との税負担額の比較

相続財産または贈与財産		500万円	1,000万円	2,000万円	4,000万円
相続人または受贈者	税目	納める税額			
		千円	千円	千円	千円
妻のみ	相続税	—	—	—	4,660
	贈与税	1,655	4,285	10,495	23,975
妻と子1人	相続税	—	203	1,844	8,121
	贈与税	1,132	3,366	8,752	21,091
妻と子2人	相続税	—	106	1,422	6,688
	贈与税	762	2,634	7,464	18,792

1. 相続税は、財産をそれぞれ法定相続分により相続したものとし、被相続人と妻との婚姻期間は25年以上、子はすべて成年に達しているものとして計算しました。妻の税額は配偶者の税額控除額を控除しております。
2. 贈与税は、財産をそれぞれ相続税と同じように、法定相続分の割合によって贈与を受けたものとし、その贈与者からその年の前年および前々年において贈与を受けた財産がないものとして計算しました。
 また、居住用不動産をもらった場合の贈与税の配偶者控除は適用しないで計算しました。

